

2019年9月2日

各位

三井住友信託銀行株式会社

オーストラリア・シドニーにおける駐在員事務所設立に関するお知らせ

三井住友信託銀行株式会社(取締役社長:橋本 勝、以下「当社」)は、2019年9月2日にオーストラリア連邦・ニューサウスウェールズ州・シドニーに「シドニー駐在員事務所」(以下「当事務所」)を開設いたしました。

1. 設立の目的

シドニーは、多数のオーストラリア企業・国際企業の本社・地域拠点が所在する、金融・経済の中心地であり、オーストラリアにおける重要拠点としての地位を確立しております。

当社は、予てシンガポール支店を中心としてオーストラリア全土に亘る情報収集に努めてまいりましたが、近年、当地において、広大な国土の更なる開発と地域社会の更なる発展を念頭とした各種インフラ・プロジェクト等が推進されていることを受け、地域経済・社会との繋がりをより一層深め、更なる情報収集に努めることを目的に、当事務所を設立いたしました。

今後は、当事務所を基点とし、現地で活動するお客さまの様々なニーズにお応えすることで、お客さまとオーストラリア経済の更なる発展に貢献してまいります。

2. シドニー駐在員事務所の概要

(1) 事務所名称	シドニー駐在員事務所 (英語表記: Sumitomo Mitsui Trust Bank, Limited, Sydney Representative Office)
(2) 所在地	Suite3, Level39, 259 George Street Sydney NSW2000 Australia
(3) 電話番号	+61-(0)2-8022-0100
(4) 駐在員事務所長	石川 哲也
(5) 主な事業の内容	当地における情報収集等
(6) 事業開始日	2019年9月2日

以 上